公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和３年12月16日
契約責任者　東日本高速道路株式会社
北海道支社　支社長　長内　和彦
◎調達機関番号　417　◎所在地番号　01
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　工事名　道央自動車道　北郷地区橋梁リニューアル工事
⑶　工事場所　道央自動車道
自）札幌市白石区平和通
至）札幌市白石区北郷
⑷　工事等内容
①　設計業務
イ）　設計延長　Ｌ＝2.0㎞、上部工拡幅設計　一式、下部工拡幅設計　一式、基礎工設計　一式、床版取替設計　一式、仮設構造物設計　一式、附帯工設計　一式
ロ）　設計業務履行期間　契約保証取得の日の翌日から720日間
ハ）　本設計業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。
②　建設工事
１）　工事概算数量
イ）下部工部分　橋脚　約100基
ロ）上部工拡幅部分
上部工拡幅　約3,100㎡
（ＲＣ橋　約1,200㎡、ＰＣ橋　約1,000㎡、鋼橋　約1,000㎡）
ハ）床版取替部分
床版取替　約7,000㎡
床版打換　約3,500㎡
床版防水　約63,000㎡
塗替塗装　約56,000㎡
２）　工期　契約保証取得の日の翌日から優先交渉権者との価格等の交渉により合意した期間
ただし、上記１）に示すすべての工事は、令和12年度末までに完了させるものとする。
⑸　使用する主要な資機材　コンクリート　30.0千㎥、鉄筋　4.0千ｔ、ＰＣ鋼材　0.1千ｔ、鋼材　0.3千ｔ、アスファルト　0.3千ｔ、床版防水材　63.0千㎡
⑹　本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提案・交渉方式」という。)の設計交渉・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には建設工事の契約を締結する工事である。
⑺　本工事は、競争参加資格確認申請を行った者（以下「競争参加希望者」という。)のうち、競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に関するヒアリング（技術対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。
なお、優先交渉権者との価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。
⑻　参考額　本建設工事に先立って実施する設計業務の規模は8.5億円程度（税込み）を想定している。また、建設工事の参考額及び参考工期は、優先交渉権者選定後、優先交渉権者に対し別途通知する。
⑼　本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日推進工事（発注者指定方式)」の試行対象工事である。特記仕様書に定める対象期間において週休２日を確保した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。
2　競争参加資格
⑴　審査基準日（下記４⑶に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。)において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　下記４⑷に示す技術提案書の提出期間の最終日において、下記①又は②のいずれかに該当する者であること。
①　単体で競争参加する場合　工事種別「土木工事」、「ＰＣ橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」及び「橋梁補修工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和３・４年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。)が「土木工事」については1450点以上、「ＰＣ橋上部工工事」については1300点以上、「鋼橋上部工工事」については1300点以上、「橋梁補修工事」については1200点以上の者であること。
②　特定建設工事共同企業体・乙型（分担施工方式)（以下「特定ＪＶ」という。)を構成して競争参加する場合　次のⅰ）からⅳ）のすべてを満たす構成となっていること。また、構成員の数は、２者から12者（工事種別毎に最大３者）とし、「土木工事」、「ＰＣ橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」及び「橋梁補修工事」のうちの複数の工事種別の構成員を兼ねることができるものとする。
なお、特定ＪＶを構成するすべての構成員が「２　競争参加資格」を満たすこと。
ⅰ）　本工事のうち工事種別「土木工事」に係る施工を行う１者から３者すべての者が、工事種別「土木工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和３・４年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、経営事項評価点数が以下のとおりであること。
・　施工を行う者が１者　1450点以上
・　施工を行う者が２者又は３者　1350点以上
ⅱ）　本工事のうち工事種別「ＰＣ橋上部工工事」に係る施工を行う１者から３者すべての者が、工事種別「ＰＣ橋上部工工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和３・４年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ経営事項評価点数が以下のとおりであること。
・　施工を行う者が１者　1300点以上
・　施工を行う者が２者又は３者　1200点以上
ⅲ）　本工事のうち工事種別「鋼橋上部工工事」に係る施工を行う１者から３者すべての者が、工事種別「鋼橋上部工工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和３・４年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ経営事項評価点数が以下のとおりであること。
・　施工を行う者が１者　1300点以上
・　施工を行う者が２者又は３者　1200点以上
ⅳ）　本工事のうち工事種別「橋梁補修工事」に係る施工を行う１者から３者すべての者が、工事種別「橋梁補修工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和３・４年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、経営事項評価点数が以下のとおりであること。
・　施工を行う者が１者　1200点以上
・　施工を行う者が２者又は３者　1100点以上
⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記⑵に示す条件を満たす場合を除く。)
⑷　審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む。)において、東日本高速道路株式会社から「地域１（北海道支社が所掌する区域)」において、競争参加資格停止を受けていないこと。また、建設工事に係る契約の相手方決定の日において、競争参加資格停止期間中ではないこと。
⑸　審査基準日において、平成18年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。
ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20％以上である場合に限り施工実績として認める。